

令和元年度第2回青梅市介護保険運営委員会議事要旨

1 開催日時 令和元年7月29日（月曜日）14時00分～16時30分

2 開催場所 青梅市役所2階204会議室

3 出席者

【委員】

伊藤良男、篠田俊男、並木邦仁、田中三重子、藤本稔巳、石田信彦、久保朝子、青柳喜久江、江本浩、井上一彦、田中三広、新井一夫、原嶋曜子

（敬称略・順不同）

【傍聴】

4人

議 事

事務局：皆様、本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻前ではございますが、ただいまより令和元年度第2回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。早速ではありますが、次第に沿って、順次進めさせていただきます。

まず始めに、副市長から御挨拶を申し上げます。

<副市長挨拶>

事務局：続きまして、前回の運営委員会を欠席された方々への委嘱状の交付を行わせていただきます。誠に恐縮ですが、副市長がお席に伺いますので、そのままお待ちいただき、私がお名前をお呼びいたしますので、副市長から、委嘱状の受領をお願いいたします。

<委嘱状の交付>

事務局：ただいま委嘱状の交付をさせていただきました委員の御紹介をさせていただきます。また、一言で結構ですので簡単な自己紹介をお願いいたします。

<委員の自己紹介>

事務局：それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。本日の委員会は、13名の出席をいただきました。委員の出席者数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第52条の3により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の傍聴者ですが、4名おりますことを御報告いたします。

まず、本日の配布資料につきまして、確認をさせていただきます。

<配布資料の確認>

事務局：これからの進行につきましては、江本会長の進行でお願い申し上げます。

会 長 : それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、副市長がこの後公務により席をはずされるということで、先に5(2)諮問事項を行います。

まず、ア. 第8期青梅市高齢者福祉計画および青梅市介護保険事業計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 青梅市介護保険条例第11条第2項第2号にもとづき、市長から青梅市介護保険運営委員会に対し諮問がございますので、江本会長に御起立をお願いし、副市長から諮問書の朗読を申し上げます。

副市長 : <諮問書の朗読>

事務局 : ただいまの諮問について、事務局から補足説明をさせていただきます。

第7期の高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画につきましては、来年度令和2年度をもちまして終了し、再来年度の令和3年度から第8期の高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画となります。このため、今年度につきましては、第8期の計画策定に当たって、基礎調査として高齢者等実態調査を行う予定でございますので、本日青梅市介護保険運営委員会に、計画策定についての諮問をさせていただきました。

会 長 : ただいまの諮問について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。
(質問・意見なし)

会 長 : それでは、当運営委員会は、市長から第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定について諮問を受けましたので、令和3年2月28日までに答申を行ないたいと思います。

続きまして、イ. 青梅市地域密着型(介護予防)サービス指定候補事業者の選定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 青梅市介護保険条例第11条第2項第4号にもとづき、市長から青梅市介護保険運営委員会に対し諮問がございますので、再度江本会長に御起立をお願いし、副市長から諮問書の朗読を申し上げます。

副市長 : <諮問書の朗読>

事務局 : ただいまの諮問について、事務局から補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、議題5(3)の協議事項のウにおいて後ほど御審議いただきたいと考えています。第7期介護保険事業計画におきまして、地域密着型サービスを2事業所整備する計画となっております。今回、公募を行ったところ、グループホームについては、応募がありましたので、その内容について御審議いただきたいと存じます。

会 長 : それでは、当運営委員会は、市長から青梅市地域密着型(介護予防)サービス指定候補事業者の選定について諮問を受けましたので、この後、審議を行い、本日中に答申を行ないたいと思います。

事務局 : 副市長につきましては、このあと、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

会 長 : それでは、議題(1)報告事項に戻りまして、ア. 令和元年度第1回青梅市介護保険

運営委員会議事要旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局：令和元年度第1回の議事要旨につきましては、6月21日に委員に原案をお送りいたしました。確認および修正期日を7月5日とさせていただきます、修正等の御意見はありませんでした。本日、「資料番号1」として配布いたしました議事要旨について、改めまして修正等がございましたら、御意見を頂戴したいと存じます。

会長：ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(質問・意見なし)

会長：それでは、次の報告事項に移ります。イ. 介護保険事業の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局：<資料番号2に沿った説明>

会長：ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員：青梅市は施設が多いため、他の市区町村から青梅市の施設へ入所し、サービスを受けるケースが多いと思いますが、割合は以前と比べてどうなっているのでしょうか。変わっていないのか、それとも増えているのでしょうか。

また、認定出現率については、人口の増減によっても変わってくると思います。実際に平成29年度から30年度までで0.7%、今年は0.4%増えていますが、これからの人口減によっても変わってきます。その部分の状況について説明をお願いします。

事務局：青梅市にお住まいで青梅市の被保険者については、青梅市で介護認定を受けていただきます。ただし、例えば江東区から青梅市の施設に入っていただく場合には、江東区の被保険者のまま施設に入り、住民票は青梅市になります。そのような方は、介護認定についても江東区が行います。このように、青梅市以外の被保険者が青梅市の住所地特例施設に入っていて認定調査をする場合には、他市の保険者が市内の居宅介護支援事業所等に調査を依頼し、委託をしています。住所地特例で青梅市に住んでいる方の割合の変化については、正確な推移の把握はしていないため、増減について申し上げることはできませんが、青梅市内の特別養護老人ホームは24施設あり、こちらに入所している青梅市民の割合については確実に増えています。従来は20数%でありましたが、現在は30%を超えています。それ以外の70%の方については、他の市区町村に住んでいた方になります。

人口の増減によって認定出現率が変わるのはおっしゃる通りであります。青梅市の高齢化率は都内でも1位、2位を争うほど高くなっていますが、青梅市の高齢者の割合は65歳から74歳のほうが高く、区部は75歳以上の方が高くなっています。年齢が高くなればなるほど認定出現率は高くなります。来年あたりには青梅市の75歳以上の人口が、65歳から74歳までの人口を超えると予想されます。このため、第7期からは認定出現率の伸びを高めに見ています。第8期は、人口の推移を見るとさらに上がってしまうと思われま

委員：最初の質問に関して、青梅市の施設に入所していれば、青梅市でサービスを提供する

こととなります。このことにより、青梅市が負担を強いられている図式は変わっているのでしょうか、それとも変わっていないのでしょうか。

また、人口の増減については、毎月どれくらい増減があるのか表に載せてほしいと思います。

事務局：現状では、青梅市外の方が青梅市の施設に入所する場合には、サービスとしては市内の事業所が提供しますが、提供したサービスのお金はそれぞれ以前住んでいた市区町村が支払うこととなっています。このため、介護保険の持ち出しはそれぞれの被保険者となります。ただし、医療費については、75歳以上の方は後期高齢者医療保険となり、東京都内は同じ地域ということになるため、青梅市以外の都内の介護保険被保険者であっても、青梅市の持ち出しとなってしまいます。そういった意味では、施設が多い青梅市のデメリットという部分があるのが実情です。

委員：前回の介護保険運営委員会で、月の1日（初日）が土日祝日に当たる場合の区分変更申請を1日で受けていただきたいとお願いした件について、西多摩地区以外の他市へ確認して下さるということでしたが、どうでしたでしょうか。

事務局：多摩地区や23区内に電話で確認したところ、ほとんどの市区町村が1日付けで区分変更申請を受けていました。ただし、保険者によって扱いはばらばらであり、同じやり方をしているところはほとんどない状況でした。実際に1日付けで区分変更申請を受けることについては、介護保険法等で義務になっているわけではなく、東京都にも確認しましたが、運用の中で行っているものです。どういった形が利用者の方々に不利益が無いのか、どのような運用がいいのか、聞き取りにもとづいて現在検討させていただいている状況であるため、もう少しお時間をいただき、御理解いただければと思います。

委員：前向きに検討していただいているということで、ありがとうございます。

認定の審査について、申請から認定までの日数が改善されているとの話を伺いましたが、毎年1月から5月くらいまでは30日を超えている傾向が見られますが、これについて、休日が多いという理由以外で原因の分析はされていますでしょうか。

事務局：特に1月等の寒い時期については新規申請が多くなる時期となります。新規申請を受けた方は、6ヶ月ないし12ヶ月の有効期間となります。そうすると、次の1年後に更新時期を迎えることとなり、新規申請を受けた翌年に更新申請が固まってしまう傾向はあります。ただし、昨年度からは、要支援から要介護、要介護から要支援でも、24ヶ月が認定有効期間として設定できるようになりましたので、この先、今まで1年単位であった方が、2年単位のサイクルとなれば、当然更新のサイクルも変わってきます。前回の運営委員会でもお話しさせていただきましたが、更新については、36ヶ月も可能ということで、昨年法改正がありました。このことについても、現在認定審査会の委員の方に御意見をいただきながら運用に向けて前向きに検討しているところでございます。36ヶ月の運用を始めたところですがすぐに効果が出るかは分かりませんが、有効期間が12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月の3区分が出てくれば、更新のサイクルも変わり、申請件

数もばらけてくるのではないかと分析しています。そうなれば、認定申請する高齢者が増えたとしても、審査結果までの急激な日数増加は抑えられるのではないかと考えています。

委員：12ヶ月の有効期間が24ヶ月と36ヶ月になっても、更新月は変わらないと思います。1月から5月ぐらいに集中しているところについては、途中で区分変更申請をかける等して更新のタイミングを変えなければ、申請件数はばらけていかないのではないのでしょうか。こうなると、例えば審査会を増やすとか、別の手段で対応していただかないと、あまり効果が期待できないのではないのでしょうか。

委員：1年を通して体調が悪い時期に申請を出す流れがあります。このため、どうしても繁忙期ができてしまう気がします。有効期間を長くすることによって、回転を良くしてやっていくことしか方法はないのではないかと思います。

事務局：新規申請については、申請時期を読むのはなかなか難しいところです。新規申請後に次の更新申請時期はいつかというところは統計で予測も立てていますので、その件数については何かしら対策ができるのではないかと思います。また、将来的に後期高齢者のニーズが増えていけば、新規申請の割合も増えていきます。それは23区内の統計を見ても、後期高齢者の割合が多いほうが認定申請をされる割合が高くなっています。現在、認定審査会が多い時だと週4回、4週連続で審査会を開く等、審査会の委員の皆様にご足労おかけし、御審議いただいています。申請が急激に増えてくるのが分かってくれば、委員の方と検討し、審査会の数を可能な限り増やすことは選択肢の一つだと考えています。いずれにしても、申請者に不利益を与えないよう、色々なやり方を考えて取り組んでいきたいと考えています。

委員：インセンティブ交付金についてお伺いします。平成30年度のインセンティブ交付金ですが、青梅市では既に交付を受けていると思いますが、金額としていくら交付を受けたのでしょうか。また、その使い道について御説明いただければと思います。

事務局：平成30年度から始まった保険者機能強化推進交付金ですが、国全体で200億円の予算を、頑張っている自治体に多く配分する制度です。青梅市につきましては、平成30年度は1,856万4千円の交付を受けているところです。使い道につきましては、地域支援事業費ということで、地域包括支援センターで行っている事業費のほうへ充当させていただいたところです。当初予算で予定していた事業に交付金を入れて、市で出さなければいけなかった分を基金に積んで、今後の保険料に対応できるようにしたいと考えています。

委員：介護度が改善された場合、インセンティブ交付金の交付条件に当てはまるとは思います。が、介護度が改善されると事業所に対する介護報酬が減ることになります。このため、そちらの事業所にインセンティブ交付金を振り分けるという考えはないのでしょうか。

事務局：保険者機能強化推進交付金については、ある程度充当先に自由度がある交付金ですが、基本的には保険者機能というところですので、自立支援、重度化防止に向けた取り組み、

また、介護予防の取り組みに優先的に充てることになっています。それ以外に、保険者機能ということで、ケアプランの点検や住宅改修の現地調査等、給付のチェックをしっかりと行って、給付費の抑制に努力をしているかということになるため、介護予防を進めて認定者を減らすということだけではなく、保険者としてチェック機能をしっかりと果たし、機能を強化していく必要もあります。こういったところに交付金を充てていくという国の考えでもありますので、そのような中で今後も対応していきたいと考えています。

委員：介護度が改善されると、入ってくる報酬が減ってしまうという事業所に対して、配慮していただかないと、介護度を改善しようという気持ちになっていかないのではないかと考えています。品川区や江戸川区は、施設に対して奨励金を交付しているようです。そういったところも御配慮いただきたいと思います。

事務局：各自治体で自立支援や重度化防止ということで努力をし、利用者が減っていく中で、事業所が経営を維持する上での報奨金を交付する等、色々な形があると捉えています。青梅市においても、今後後期高齢者が増えていく中で、認定者が緩やかに増加となるよう、現状維持のため、介護予防を進めていく上で、そういった他自治体の事例も研究させていただき、良い取り組みがあれば検討していきたいと考えています。

会長：それでは、次の報告事項に移ります。ウ．地域包括支援センター事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料番号3に沿った説明＞

会長：ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員：総合事業の家事特化サービスについて、現行でできる身体介助は入浴介助のみであるということで、前回の介護保険運営委員会でも質問させていただき、身体介助の範囲の見直しの検討をお願いいたしました。今回は訪問介護事業者連絡会でアンケートを取っていただきましたので、そちらをお渡ししたいと思います。平成30年3月30日付け介護保険最新情報 vol. 637 で、自立支援、重度化防止のための見守りの援助について記載がありますので、参考に見ていただければと思います。

事務局：そのアンケートについては、会議終了後に頂戴できればと思います。前回の介護保険運営委員会で御質問いただいているところがございますので、課題であることは認識しております。

会長：それでは、次の報告事項に移ります。エ．地域密着型サービスについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料番号4に沿った説明＞

会長：ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長：それでは次の議題に移ります。ア．青梅市介護保険運営委員会会議傍聴等取扱要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料番号5に沿った説明＞

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員 : 撮影をすることができるようになったということで、会長の許可を得なければならぬということは分かりますが、録音したものの開示については触れられていません。Y o u T u b e 等で公開されてしまう可能性があり、それを制限する文言がありませんが、それについてはどのように考えていますか。

事務局 : 原則として、会長の許可を得た場合のみ撮影の許可となります。イメージとしては、会議が開かれているということで、T C N や新聞記者等が撮影をしたり、傍聴者の方が記事にしたいという場合等です。個人的にブログ等にアップする場合等は、会長に判断していただくと考えています。今までも撮影、録音については会長の許可がないとできないこととなっていました。報道関係者の場合には、一般的にやむを得ないということで会長に御判断いただくことになるとは思いますが、それ以外についてはケースバイケースで、そのような申し出があれば委員会の中で諮っていきたいと考えています。青梅市の中で現在内部の統一的なルールは無いため、他の会議についても一般的にこのルールで行っていますので、このような形とさせていただいたところです。

委 員 : 今は簡単に録音したものを流出が可能です。そこについては、オープンではなく制限を加えた形にしたほうがいいのではないのでしょうか。Y o u T u b e 等に話の内容が誰の許可もなくアップされたりするのはいかがなものかと思えます。

事務局 : 基本的に撮影したいという要望があれば、会長の許可を得ることとなっています。また、隠し撮りをしたネット上にアップした場合等は、会長の許可を得ていない取材のため、削除依頼をしていくということになると考えます。

委 員 : 例えば、携帯電話を置いてその場で録音して、全ての内容がネット上に出してしまうことに関して、そのようなこともしても問題無いという意味合いになってしまうと思います。

事務局 : 事前に撮影を希望する方には目的等を確認した上で会長の許可を得ることになります。無断での撮影は基本的に考えておりません。何の目的で希望するのかが可否の判断の一つとなります。

委 員 : 許可が下りれば、情報公開してもかまわないという判断でよろしいでしょうか。例えば、撮影許可が下りて、その内容についてY o u T u b e にアップすることに対して、許可が下りれば問題ないという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 : 許可をしたということであれば、その結果、アップされてしまうというのはやむを得ないと考えております。

委 員 : 今の質問は、虚偽の申請があった場合にはどうしますかという質問に聞こえますが。

委 員 : 会議中の内容について実際にY o u T u b e 等に出ている例があるのかどうか、それによってマイナスやプラスがあるのかどうかを調べた上で検討していただきたいと思えます。議事録の内容と、実際に話した内容がかけ離れて出てしまう可能性もあります。そのところを危惧しています。議事録の訂正まで行っているのに、あからさまに公に

出てしまうことに対して、とてもギャップがあると思います。

事務局：基本的には会議は公開することとなっています。撮影を許可するかしないかというところだと思いますので、そこは内部で検討します。

委員：文言を一言入れるだけで変わるのではないのでしょうか。「どのようなことに活用するかについてしっかり説明した上で、会長や委員の許可を得ること」等、一言入れると全部網羅するのではないのでしょうか。今のままだと公開しても録音しても良いという意味合いになってしまう気がします。

事務局：傍聴に関しては、基本公開するということが前提となっています。性善説にたって、広く見ていただくというのが市としての考え方になります。そういった上で、どういった進め方をしていったらベストなのか、例えば、そのような申出があった場合には、こちらで様式を定めて傍聴の目的等をあらかじめ提示していただく等、進め方について審議をする必要があると思います。青梅市介護保険運営委員会会議傍聴等取扱要綱第11項の中で、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において定める。」ことを設けていますので、この中で皆さんの御意見をいただいた上で判断をしていきたいと考えています。

会長：それでは、ただいまの原案について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成多数>

賛成多数により、原案のとおり承認します。

会長：それでは、次の議題に入ります。イ．高齢者等実態調査に伴う部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

事務局：<資料番号6に沿った説明>

会長：ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員：雑誌「東洋経済」が、ここ40年ぐらいで20%、30%人口増減がある市を発表しました。青梅市はもちろん減るほうの400位でした。増えるのは、東京都の中央区、千代田区でした。東京都以外で一つだけ増えている市があり、それは愛知県長久手市です。青梅市でも人口を増やす対策を何かやっていかないといけません。高齢者の状態は調べてあっても、今後どのようにやっていけるかに対しての資料が少なすぎます。その部分も含めて、部会の資料として出して検討し、青梅市全体として取り組んでいければと思います。

事務局：青梅市全体の計画としては、人口を増やしていきたいということで、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という計画がございます。子育て世代を誘致したり、働く場所を整備する等、地域力を高めて元気なまちへということで、経済も人口も増えていくようにというようなまちづくりの全体の計画です。それから市の総合長期計画や福祉計画があります。市の将来人口の推計を見ると、40年後に10万人をきってしまう推計が出ています。それを大きな枠組みとして、65歳以上の高齢者の割合が40%、50%の割合となっていきます。そのような中で、後期高齢者の伸びも見ながら認定率等、来年

度の計画策定で御理解いただけるような資料の整理をしていきたいと考えています。

会 長 : それでは、部会の設置等について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成多数>

会 長 : 賛成多数と認め、部会を設置することに決定いたしました。資料の(案)を消してください。

次に、部会のメンバーの選出ですが、委員の「条例による選出区分」から、それぞれ2名ずつ選出したいと思います。それでは、選出区分ごとに2名の選出をお願いします。

<部会委員選出>

会 長 : 高齢者等実態調査部会の6名が決まりました。伊藤さん、篠田さん、藤本さん、久保さん、新井さん、私の6名です。よろしく願いいたします。

会 長 : それでは、次の議題に入ります。ウ. 青梅市地域密着型(介護予防)サービス指定候補事業者の選定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 議題ウは、「地域密着型(介護予防)サービス指定候補事業者に関する審議」となります。「指定候補事業者に関する審議」につきましては、事業者の法人にとって正当な利益を害する恐れのある情報を提示して行うこと、審議の経過の中で応募事業者に不利益を及ぼす可能性があることと、また、その判断につきまして、傍聴者がいることによって委員の発言を妨げる可能性も否定できないということで、従来の審議では非公開とさせていただいております。今回も同様に、非公開とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長 : 事務局から審議の非公開について提案がありましたので、御意見を伺います。いかがでしょうか。

<賛成多数>

会 長 : 賛成多数と認め、議題ウは非公開といたします。

傍聴いただいております皆様には、大変申し訳ございませんが御退席をお願いします。長時間どうもありがとうございました。

それでは、ここで、事務局から資料の配布をお願いします。

<傍聴者退室>

<委員へ資料7の配布>

～審議非公開～

会 長 : それでは次の議題に移ります。議題5(4)その他のア. サービス付き高齢者向け住宅の供給目標量について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 議題は、今年度策定作業を行っている「住宅マスタープラン」に、「サービス付き高齢者向け住宅の供給目標量について」を位置付ける予定で作業を進めており、介護保険

運営委員会の御意見を聴こうとするものです。こちらの情報についても、行政における意思決定前における情報ということで、審議は非公開とさせていただきたいと考えています。よろしく願いいたします。

会 長 : それでは、本議題は非公開といたします。

では、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標量について、事務局から説明をお願いします。

<委員へ資料8の配布>

～審議非公開～

会 長 : 続きまして、5 その他でございます。委員の皆様から何かございますか。

委 員 : 次期の制度改正について、財政制度等審議会財政制度分科会において、ケアマネジャーの居宅介護支援費について、利用者負担の導入が検討されています。しかし、居宅介護支援費については、老企22号第二の1の基本方針に、10割負担の根拠がございます。それが利用者負担導入で揺らいでしまうと考え、青梅市ケアマネジャー連絡会では何ができるのかということを考え、実際に利用者負担が導入された場合に考えられるメリットとデメリットについて話し合いを行いました。それをまとめたものを資料としてお持ちしましたが、皆さんにお配りしてもよろしいでしょうか。

会 長 : はい。

委 員 : ケアマネジャーで話し合い、現在は10割が介護保険の負担で賄われている居宅介護支援費を利用者に負担をお願いした時に考えられることをまとめたものです。資料に記載されている問題点の他に、セルフケアプランが増加することによって、保険者や包括支援センターに問合せや苦情が増加することも考えられます。セルフケアプランの増加は、自立支援の考え方を持たない方も多い中で、介護給付費の抑制にはつながらないと考えています。社会保障審議会介護保険部会で協議される時に、全国市長会として香川県の高松市長が参加されると思います。青梅市として、居宅介護支援費の利用者負担が実際に行われた場合に、保険者の負担増を考えていただき、青梅市からも反対だということに言うだけでいただければと思います。社会保障審議会の介護保険部会では、医師会の代表の方や、老健会の会長もメンバーになっているようですので、ぜひ御理解をいただき、各会の御協力をお願いしたいと思います。

事務局 : 内閣府の方針として、財政再建という中で、利用者負担を見直すということでありますので、省庁毎に、審議会のほうに課題として下りてきているという実情かと思えます。国のほうで様々な関係団体を委員として構成している中で、ケアマネジャーからの意見等、状況については情報収集していきたいと考えています。市の意見としてということは現時点でお答えは難しいですが、御意見をいただき、国の動向も見ながら対応していきたいと考えています。

会 長 : それでは、事務局から何かありますか。

事務局 : 次回の運営委員会は10月28日(月)の14時からを予定しておりますので、委員の皆様には御予定いただきますようよろしくお願いいたします。部会については、先ほど御説明させていただいたとおり、後日、個別に日程調整させていただきます。なお、本日の議事録については、作成後、各委員へ送付させていただきますので、御確認いただくようお願いいたします。

会 長 : 本日は、長時間に渡り、熱心に御討議いただきありがとうございました。これで終了させていただきたいと思えます。事務局では、本日の論議を踏まえ、整理をよろしくお願いいたします。それでは、これにて散会といたします。御苦勞様でした。